マリンレジャー安全レポート

第七管区海上保安本部 マリンレジャー安全推進室 面093-321-2931(担当: 櫻谷)

第89号 平成25年2月

遊漁船同士の衝突事故がありました



まだまだ、寒い日が続いています。雨が降ったり、天 気がよかったりの繰り返しですが、天気の良い日は、 船上での釣りや、磯場や岸壁での釣りを楽しまれてい ると思います。

左の写真は、1月に第七管区管内において発生した遊 漁船同士が衝突したときのものです。

この衝突事案は、釣り場に向かうため航走していた遊 漁船と、錨泊して釣りをしていた遊漁船が衝突したも のですが、衝突後にこの遊漁船から118番通報があ り、巡視船艇が救助に向かいました。

一方の遊漁船のデッキの上に他方の遊漁船が乗り上げるという大きな事故でしたが、奇跡的に乗 船していた方たちの人命に異常はありませんでした。

また、皆さんライフジャケットを着用していました。船を航行させているときは、見張りをしっ かり行ない、操船に集中することが必要です。

また、停泊して釣りに夢中になると、周囲の見張りが疎かになりがちです。

今回の遊漁船のような小型船同士の衝突では、衝突の衝撃による怪我、海中転落、破口からの浸 水・転覆が起こり、溺水による死亡や行方不明事故にも直結します。



また、左の写真は、浅瀬に底触し航行不能となったプ レジャーボートを巡視艇が曳航した事案です。

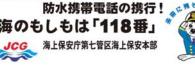
この事案は、プレジャーボートで釣りを終えて港に向 かって航行中、浅瀬を乗り切ったため機関停止し航行 不能になってしまい、海上保安部に連絡がありました。 皆さんが頻繁にプレジャーボートを走らせ、よく釣り をしている海域であっても、ちょっとした気の緩みで 自船の位置確認を怠ると、浅瀬へ乗揚げる危険は大き くなります。

また、衝突の場合と同様、底触や乗揚げの場合にも衝 撃による怪我、海中転落、破口からの浸水・転覆が起 こり、溺水による死亡や行方不明事故にも直結します。 船で釣りに出かける際には、見張りと同様、船位の確 認を徹底してもらうと共に、自分の命は自分で守る3 つのポイントを励行してください。

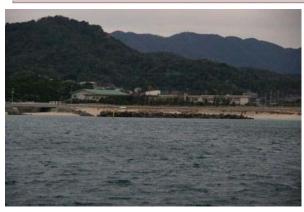
海で命を守る 3つのポイント

- ○ライフジャケットの常時着用
- ○連絡手段の確保





テトラポットでの釣りは大変危険です



左の写真は、2月にミニボートで沖のテトラポットに渡り、テトラポットで釣り中、乗ってきたミニボートが沖に流され、知人の船に救助された事案が発生した場所です。

テトラポットは、強い波やうねりを遮る為に設置されていますので、設置場所は、高い波やうねりがくる危険な海域です。釣りをするのに適した場所ではありませんので注意が必要です。

また、ミニボートは

- 船外機の起動や錨の上げ下げなど、ミニボートの上で行う作業を陸上と同じ感覚で行うと、ミニボートが傾きバランスを崩しやすく海上に投げ出されてしまう可能性がある。
- 海上では波や風のほか、他の船舶の航走波の影響を受けやすく、動揺によりバランスを崩し海上に投げ出される可能性や、ミニボート自体が転覆する可能性がある。
- ・出力 1.5Kwモーター装備のボートの速力は、風のない平穏な水面上でも 5~6Km/h で、これは手漕ぎボートとほぼ同じスピードです。風がある場合はさらに遅くなる。

など、基本的に相当気象条件がいい日でないと、海上での使用には適していない乗り物です。 皆さん無理をしてでもミニボートで釣りに出かけると思いますが、冬場の気象は変わり易いので、 天候が穏やかになる季節までしっかり我慢をすることも重要です。

ミニボートとは?

- ①船舶の長さが3m未満
- ②推進機関の出力が 1.5 Kw (約2馬力) 未満
- ③直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有する船舶 その他のプロペラによる人の身体の障害を防止する構造を有する船舶

磯場での釣り、十分な注意が必要です!!!



左の写真は、2月に磯場での釣り中に海中転落があった 場所です。

事故者は、知り合いと瀬渡し船に乗って、別々の磯場に 行き、釣りをすることにしていました。

事故者の知り合いが釣りを終えて、瀬渡し船に乗り、その後、事故者が釣りをする磯場に瀬渡し船で行ったところ、事故者の姿が見えず、釣り竿等の道具がそのままになっていたことから、瀬渡し船の船長から海上保安庁に通報がありました。

事故者はライフジャケットを着用していましが、未だ行 方不明となっております。

磯場は、足場が悪く、海水等で非常に滑りやすい状態になっているので、海中転落の危険性が非常に高い場所です。

磯場によっては、救助機関が容易に近づけない場所もあり、救助に時間がかかることもあります ので、ライフジャケットの着用は必須です。

磯釣りをする際は、必ずライフジャケットを着用しましょう。また、単独で磯釣りをする場合、何か不測の事態が発生しても、すぐその場で救助したり、救助要請をする人がそばに居ないことから、事故があったことが発覚するまでにかなりの時間を経過してしまいます。

磯場などの海中転落と常に隣あわせになる場所では、複数での釣り、また定時にお互いの安全の確認を携帯電話で行なうなど、お互いが危険な場所で釣りをするという意識で、助け合うことが必要です。

カヌーの死亡事故も発生しています



2月、他管区の海域でカヌーの練習中による死亡事故が発生しています。朝、カヌーの練習に出た2艇2名の方が、 夜になっても帰還しなかたことから警察に連絡があり、海 上保安庁等により捜索していたところ、無人のカヌーが発 見され、その後カヌーに乗艇していた方々が発見、揚収されましたが、死亡が確認されました。

当日は、強い北寄りの風が吹いており、事故者は、ウェットスーツ、ライフジャケットを着用していましたが、このような結果となってしまいました。

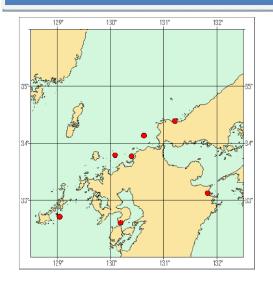
カヌーは非常に風浪に弱い乗り物です。

また、沿岸部にいるつもりであっても、強い風が沖に向かって吹いている場合、カヌーはあっという間に、沖に流されてしまい、自力で陸岸にたどり着くことが困難な状況になることもあります。

我々がいつもお願いしている海で命を守る三つの基本の一つライフジャケットの着用に加え、ウェットスーツを着用している場合においても、悪条件が重なれば死亡事故という悲惨な結果を招いてしまうことになります。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/

●平成25年1月プレジャーボート等海難発生地点図



平成25年マリンレジャー事故発生状況(速報値)					
船舶事故隻数			海浜事故者数		
海難種類	1月	累計	レジャー種類	1月	累計
衝突	3	3	釣り中	0	0
機関故障	0	0	遊泳中	0	0
乗揚げ	1	1	磯遊び	0	0
運航阻害	1	1	その他	3	3
火災	1	1			
推進器障害	2	2			



「潮干狩り」を安全に楽しむために

いまだ寒さも厳しく海の水も冷たい時期ですが、本格的な「潮干狩り」シーズン到来を前に「潮干狩り」を安全に楽しむために気をつけていただきたい事項と3月中旬までの「潮干狩りカレンダー」についてお知らせします。

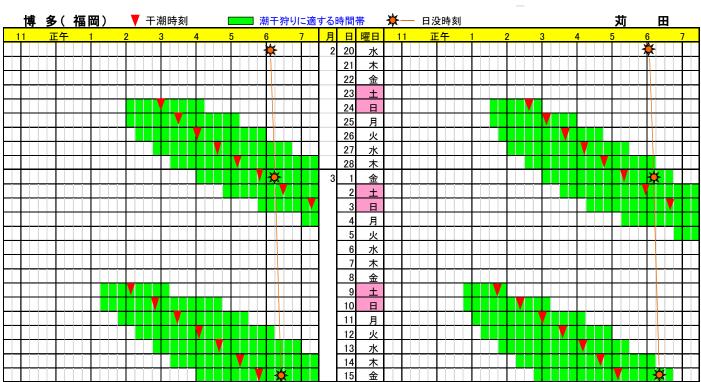
※「潮干狩り」を安全に楽しむための注意事項

- ●大潮の前後は特に干満の差が大きく、有明海や瀬戸内海では1時間に1mも潮位が上がることがあるため、潮 干狩りに夢中になって干潟に取り残されたりしないよう現地での満ち潮には十分に注意しましょう。
- ●風、風浪等気象の変化に注意しましょう。
- ●潮干狩りに適した服装をしましょう。
- ●子供連れの方は、子供から目を離さないようにしましょう。
- ●深みにはまらないように、また、貝殻やガラスの破片で傷つかないように気をつけましょう。
- ●漁業権による潮干狩り禁止区域等の立ち入り禁止場所には入らないようにしましょう。
- ●潮干狩りの前に、現地の潮干狩り場管理者や漁業協同組合等に採ることのできない貝の種類や大きさ、使用できない器具(じょれん)などについて確認するようにしましょう。

下関+5 宇部-5 苅田 博多 宇島-10 三池-5 大分-40 長崎-50 ブ田から、+は遅れ、-は早い (単位:分)

◎2月下旬~3月中旬の潮干狩りカレンダー

- ・ 博多及び苅田周辺の潮干狩りに適する時間帯を、15分単位に緑色塗りで分けて以下に表示しています。
- 各地(博多を除く)のおおよその干潮時刻は、以下の苅田の時間帯に右 図に表示している各地の時刻の足し引きをすることにより知ることができます。



※「潮干狩りカレンダー」は、2月28日より七管区海の相談室のインターネットホームページ等で提供する予定です。

URL: http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.htm